

# 中古住宅流通支援事業費補助金

一定の条件を満たす中古住宅を購入する方に利子の一部相当額を補助します

## ●支援内容・要件等

	移住・新婚・子育て世帯	一般世帯
補助金額※1	最大 40 万円	最大 30 万円
募集戸数	25 戸	
住宅ローン対象額	1,500 万円	
補助対象利率	0.4%	
対象者	自ら居住するために中古住宅を購入した、所得が 1,200 万円以下の方	
対象住宅	以下の項目 <u>全て</u> に該当する住宅 ○所有権移転日及び引渡し日のいずれもが令和7年3月1日以降の住宅 ○完成後2年超の住宅又は居住実績がある住宅 ○国土交通大臣の指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人の取り扱う <u>既存住宅売買瑕疵保険</u> に加入 又は <u>住宅瑕疵担保責任保険の保険期間中</u> ※2である住宅	
補助要件	住宅の購入費を対象とした、返済期間が 10 年以上 50 年以内の住宅ローンを金融機関と契約すること	

※1 住宅ローンの利子補給額の一部を一括補助

※2 転売特約等により補助金を受けようとする者が購入した以降も保証を受けることができるものに限る

移住世帯	令和2年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内である世帯
子育て世帯	平成19年4月2日以降に生まれた子がいる世帯(出産予定を含む)

## ●募集期間・申請窓口

募集期間:令和7年4月7日(月)～令和8年2月27日(金)【先着】

申請方法:上記募集期間内に住宅ローン契約、住民票などの必要書類を準備の上、  
下記申請窓口に申請

※募集期間内に住民票の異動が必要

申請窓口:中古住宅の所在地を所管する総合支庁建設部建築課

村山:TEL 023-621-8287 最上:TEL 0233-29-1420

置賜:TEL 0238-26-6091 庄内:TEL 0235-66-5640

●問合せ先 023-630-2154

山形県 県土整備部 建築住宅課 住宅対策担当

制度の詳細な内容はこちら⇒

